

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費等の施術料金の改定について(令和4年6月1日～)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の算定について、令和4年5月31日に厚生労働省から通知がありましたので、令和4年6月1日以降の施術分の請求に当たってはご注意ください。

詳細については、通知または厚生労働省のホームページをご覧ください。

以下より、厚生労働省のホームページへリンクします

・はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について(令和4年5月31日 保発 0531 第2号)

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/220531_01.pdf

療養費の改定等について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/01.html>